

令和3年度答申第42号  
令和3年10月18日

諮問番号 令和3年度諮問第39号及び第40号（いずれも令和3年9月14日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件2件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>（諮問第39号）及び同X<sub>2</sub>（諮問第40号）からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X<sub>1</sub>及び同X<sub>2</sub>が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請（以下「本件各申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人らは同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件各申請を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3

項)。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等(2条1項1号)をいうほか、②中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」(同項2号)をいうと規定している。

上記の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。)2条各号が、樺太の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの(1号)、前号に掲げる者を両親として同月3日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者(2号)等を掲げている。

(2) 中国残留邦人等自立支援法は、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等(明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。)であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。)をいうと規定している(13条1項及び2項)。

(3) 上記(2)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定してい

る。

- (4) 上記(3)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らの父のO（以下「父O」という。）は、昭和14年6月8日、P（以下「母P」という。）と婚姻をした。父Oと母Pとの間には、昭和15年a月b日に長女のQ（以下「長女Q」という。）がA地で、昭和17年c月d日に長男のR（以下「長男R」という。）がB地で出生した。

（戸籍全部事項証明書（父O））

- (2) 灯台員であった父Oは、昭和17年7月、当時の樺太（現在のサハリン。以下「樺太」という。）のC灯台に赴任した。父Oと母Pとの間には、昭和18年e月f日に二男のS（以下「二男S」という。）が樺太で出生した。

（『D誌』（昭和g年h月号）に所収の「O氏の略歴」、戸籍全部事項証明書（父O））

- (3) 一家は、戦後も引き続き樺太で生活し、父Oと母Pとの間には、昭和21年i月j日に二女のT（「T′」又は「T″」とも表記。以下「二女T」という。）が、昭和23年k月l日に三女のU（「U′」とも表記。以下「三女U」という。）が、昭和24年m月n日に四女（戸籍上は「三女」）のV（以下「四女V」という。）が、昭和27年o月p日に五女（戸籍上は「四女」）のX<sub>1</sub>（諮問第39号の審査請求人。以下「五女X<sub>1</sub>」ともいう。）が、昭和29年q月r日に六女（戸籍上は「五女」）のX<sub>2</sub>（諮問第40号の審査請求人。以下「六女X<sub>2</sub>」ともいう。）が、昭和31年s月t日に七女のW（「W′」又は「W″」とも表記。以下「七女W」という。）

が、いずれも権太で出生した。

なお、父○は昭和53年8月12日に、母Pは平成3年3月29日に、いずれも権太で死亡した。

(戸籍全部事項証明書(四女V)、戸籍全部事項証明書(X<sub>1</sub>)、戸籍全部事項証明書(X<sub>2</sub>)、家族関係図、X<sub>1</sub>の「権太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」及び「中国に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」、X<sub>2</sub>の「中国に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」、審査請求人らの「権太に残留した経緯等がわかる詳細な追加申立書」)

(4) X<sub>1</sub>は平成11年6月7日に、X<sub>2</sub>は平成21年8月11日に、それぞれ初めて日本に永住帰国した。

(各「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」)

(5) X<sub>1</sub>は平成27年4月30日に、X<sub>2</sub>は同年7月14日に、処分庁に対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請(本件各申請)をした。

(各「特定中国残留邦人等に対する一時金申請書」)

(6) 処分庁は、令和2年2月17日付けの各却下通知書により、審査請求人らに対し、本件各申請を却下する処分(本件各却下処分)をした。

なお、上記の各却下通知書には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記の各却下通知書に添付された審査請求人らを名宛人とする各書面には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、ソ連政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父:○様、母:P様の五女(注:五女X<sub>1</sub>宛ての書面。六女X<sub>2</sub>宛ての書面では「六女」として昭和27年○月○日(注:X<sub>1</sub>宛ての書面。X<sub>2</sub>宛ての書面では「昭和29年○月○日」)に権太等で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き権太等の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(各却下通知書)

- (7) 審査請求人らは、令和2年5月18日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和3年9月14日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

### 3 審査請求人らの主張の要旨

- (1) 審査請求人らの両親は、永住帰国を希望していたが、緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げることができない事情があり、帰還することができなかった。

審査請求人らの両親が緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げることができなかった事情は、次のとおりである。

#### ア 緊急疎開時（昭和20年8月）

当時、旧E地にあったC灯台の標識技手であった父Oは、「満15歳以上60歳未満の男子は別命あるまで樺太を退州してはならぬ。」という樺太庁長官の命令に従い、灯台長らとともに現地にとどまらざるを得なかった。父Oを除く家族4人（母P、長女Q、長男R及び二男S）は、灯台長夫人とともに緊急疎開の集結地であるF地に行ったが、既に引揚げ船が出航した後であり、十分な配船がなかったため、帰村せざるを得なかった。

#### イ 前期集団引揚げ時（昭和21年12月から昭和24年7月まで）

当時、審査請求人らの両親は、C灯台の退息所であったG地（旧H地）で4人の子供（長女Q、長男R、二男S、二女T）と暮らしていた。昭和23年夏、長男Rが荷馬車から落下して足を骨折し、寝たきりの状態となった上に、同年9月15日、母Pは、三女Uを出産した。その翌日、G地最後の引揚げ団が村を出発したが、一家は、母子共に身動きが取れない状態であった。また、前期集団引揚げ終了の告示が掲示されたのは主要都市であったから、村に住んでいた審査請求人らの両親が上記告示を見ることは不可能であった。そのため、一家7人は、残留せざるを得なかった（なお、三女Uが昭和23年12月19日に死亡したため、一家は、6人となっていた。）。

#### ウ 後期集団引揚げ時（昭和32年8月から昭和34年9月まで）

当時、ソ連当局が後期集団引揚げの対象者を「無国籍日本人及びその家

族」としていたため、昭和29年にソ連国籍となっていた一家（四女V、五女X<sub>1</sub>、六女X<sub>2</sub>及び七女Wが生まれ、一家は、10人となっていた。）は、帰国を希望しても、帰還手続をすることができなかった。

#### エ 個別引揚げ時（昭和35年以降）

父Oは、専業主婦の母Pと8人の子どもを一人で養わなければならず、一家の生活は、相変わらず厳しかった。父Oは、個別引揚げは自己負担でしなければならないと考えていたが、家族分の引揚げ切符を購入する余裕はなく、世話になる当てもなかったため、個別引揚げをあきらめざるを得なかった。また、個別引揚げに必要な肉親からの帰国嘆願書や受入証明書を調えることもできなかった。

- (2) 処分庁は、一時金の支給を受けるためには、「ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、ソ連政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。」として、「引き続き残留を余儀なくされた」原因がソ連側にあることを求めるが、国民を保護すべき日本政府が、日本とソ連間に国交が回復されていなかったことを理由とするとしても、全ての責任を個人に負わせることは、余りにも酷である。
- (3) 処分庁は、一時金の支給申請に際し、審査請求人らの両親が当時残した日記、手紙等を立証資料として提出することを求めるが、こうした資料の提出を求めることは、現実的ではない。
- (4) よって、本件各却下処分の取消しを求める。

## 第2 各諮問に係る審査庁の判断

### 1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、樺太残留邦人については、ソ連軍による留用による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げがソ連政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き樺太に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

## 2 審査請求人らが特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

審査請求人らは、両親は永住帰国を希望していたが、緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げることができない事情があり、帰還することができなかったと主張する。

### (1) 審査請求人らの両親には緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げることができない事情があったとの主張について

まず、審査請求人らは、旧E地にあったC灯台の標識技手であった父Oは、緊急疎開時には、樺太庁長官の命令に従い、現地にとどまらざるを得ず、その余の家族は、緊急疎開の集結地であるF地へ行ったが、既に引揚げ船が出港した後であり、十分な配船がなかったため、引き揚げることができなかったと主張する。しかし、同じ村からの引揚者が「本人の希望で一家族だけが残留してしまった」と証言していることから、父Oが上記命令に従って残留せざるを得なかったとはいえない。

次に、審査請求人らは、前期集団引揚げ時には、一家は、長男Rの骨折や三女Uの出生のため、母子共に身動きが取れなかったこと、前期集団引揚げ終了の告示を見ることが困難であったことなどから、残留せざるを得なかったと主張する。しかし、母子共に身動きが取れなかった時期以外にも前期集団引揚げが行われていることや、同じ村に住んでいた日本人が引き揚げていることから、上記事情は、残留せざるを得なかったことの理由にはならない。

また、審査請求人らは、後期集団引揚げ時には、一家は、ソ連国籍となっていたため、帰還手続きをすることができなかったと主張する。しかし、ソ連政府は、ソ連国籍を取得した日本人も、帰国を希望すれば、帰還をさせていた。

さらに、審査請求人らは、個別引揚げ時には、父O一人の稼ぎでは家族分の引揚げ切符を自己負担で購入する余裕はなく、また、個別引揚げに必要な肉親からの帰国嘆願書や受入証明書を調えることができなかったため、個別引揚げもできなかったと主張する。しかし、父Oについて、「生活が安定しており、帰国希望はない。」との証言を複数の帰還者がしていること、昭和34年の本人調査において、父Oから「パスポートソ連、残留希

望（一時帰国希望）。生活は恵まれている。」との連絡があったことから、父〇は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと評価することはできない。

#### (2) 審査請求人らの両親が永住帰国を希望していたとの主張について

処分庁は、収集することのできた資料や審査請求人ら一家の行動及び当時の状況から、審査請求人らの両親には、留用やソ連政府による帰国の不許可などの引揚困難事由による帰国の阻害要因はなく、審査請求人らの両親は、自らの意思で樺太に残留して生活することを選択したものと認められると判断したのであって、この判断は、不合理とはいえない。

#### 3 日記等の資料の提出を求めることが現実的ではないとの主張について

中国残留邦人等自立支援法施行規則 13 条の 3 第 2 項 6 号は、「申請者（注：一時金の支給を受けようとする者）が昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、授益処分であり、一般に、授益処分については、申請者側に資料の提出義務と立証責任があると解されているから、一時金支給処分の授益処分としての性質からみても、特定中国残留邦人等の要件に該当する事実を立証するための資料は、受益者である申請者が提出すべきであり、審査請求人らの上記主張は、理由がない。

#### 4 まとめ

以上によると、審査請求人らの両親は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き樺太に残留を余儀なくされたものとは認められないから、審査請求人らの両親に養育されていた審査請求人らは、特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件各却下処分は適法かつ正当であり、本件各審査請求は理由がないからいずれも棄却すべきである。

なお、各審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないからいずれも棄却すべきであるとしている。

### 第 3 当審査会の判断

#### 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件各申請から本件各諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件各申請の受付（処分庁）：平成 27 年 4 月 30 日（X<sub>1</sub>）



同年7月14日 (X<sub>2</sub>)

本件各却下処分 : 令和2年2月17日  
 (本件各申請の受付から約4年9か月半 (X<sub>1</sub>)、約4年7か月 (X<sub>2</sub>))

本件各審査請求の受付 : 同年5月18日

各反論書・各上申書の受付 : 令和3年2月22日・同月25日

各審理員意見書の提出 : 同年6月7日  
 (各反論書等の受付から約3か月半)

本件各諮問 : 同年9月14日  
 (各審理員意見書の提出から約3か月半、本件各審査請求の受付から約1年4か月)

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件各申請の受付から本件各却下処分までにX<sub>1</sub>については約4年9か月半、X<sub>2</sub>については約4年7か月もの長期間を要している。中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づく一時金の支給申請の処理については、その性質上、関係資料の調査・検討に相当の期間を要することを考慮に入れても、本件は、他の案件と比べて期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、各反論書等の受付から各審理員意見書の提出までに約3か月半、各審理員意見書の提出から本件各諮問までに約3か月半を要した結果、本件各審査請求の受付から本件各諮問までに約1年4か月の期間を要している。しかし、本件において、上記の各手続にそれぞれ約3か月半もの期間を要する事情があったとは考えられない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

(1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等は、昭和22年1月1日以降に生まれた者の場合には、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ(同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2)、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生

した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可など」をいうものとされている（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」（以下「平成27年事務連絡」という。））。

審査請求人らは、「昭和25年以降に出生した者」である（上記第1の2の(3)から、本件では、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であるか否かが問題となる。そして、審査請求人らは、いずれも中国残留邦人等自立支援法2条1項1号に規定する中国残留邦人ではなく、同項2号に規定する樺太残留邦人であるから、本件で検討すべき「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「留用、ソ連政府による帰国の不許可など」をいうことになる。

なお、審査請求人らは、当時、父〇と母Pによって養育監護されていたから、審査請求人らについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを判断するには、父〇と母Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを検討するのが相当である。

- (2) そこで、まず、父〇と母Pの職業・経歴を検討すると、以下のとおりである（審査請求人らの各「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な追加申立書」）。

#### ア 父〇

父〇は、昭和20年8月の終戦当時、C灯台の標識技手であったが、その後、魚加工所の現場主任（昭和23年）、小学校の経理（用度係）主任（昭和25年）、製紙工場（旧I社）の電気技師（昭和28年5月から60歳の定年後まで）を歴任し、昭和53年8月12日に樺太で死亡した。

#### イ 母P

母Pは、昭和14年6月8日に父〇と婚姻をし、以後、専業主婦であったが、平成3年3月29日に樺太で死亡した。

- (3) 次に、審査請求人らの主張について検討する。

ア 審査請求人らは、両親は永住帰国を希望していたが、緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げることができない事情があり、帰還することができなかつたと主張する（上記第1の3の(1)）。

一件記録をみると、次に掲げる資料に審査請求人らの両親の帰国希望に関する記載がされているが、その記載内容は、以下のとおりである。

(ア) 長男Rが「父の気持ちを代弁した」というJ新聞の記事

「集団引揚げ再開時、子供は八人に増えていた。「帰っても家も金もない」（R）状況下、祖国で一から大家族を養うのは困難と悟り、Oは島に残る道を選んだ。」

(イ) X<sub>1</sub>の「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な追加申立書」

「（後期集団引揚げは、）両親には持ち望んだ引揚げの機会でしたが、問題が2つありました。1つ目は国籍です。（中略）2つ目は私たち子どもたちの将来を考えてのことです。（中略）ロシア語教育だけで育った子どもを日本へ連れ帰ってその将来はどうなるのか、8人の子どもたちを育て上げられるのか不安でいっぱいだったことでしょう。（中略）私たち子どもたちの将来を考えて、自分たちの思いを断ち切って下した「残留」だったはずです。」

「（個別引揚げ時には、）時間の経過とともに大陸の大学へ進学する者、割当てられた職場が大陸でそのまま定着する者、日本人以外の民族との結婚等が続きました。（中略）それぞれ家庭を築きました。もはや家族揃っての引揚げはますます困難に、実質は不可能となってしまいました。」

(ウ) 父O作成の書面

① 兄夫婦への手紙（昭和33年6月5日付け）

「本年中に計画している私の日本内地休暇帰国の折を楽しみに（中略）私共の生活は多人数乍らどうやら其の日の心配はなく皆元気で居る事が何よりの幸せです。（中略）この国の良いのは学校や病院に経費が不要ですから生活は非常にし易いと云う事です。」

② 在ソ連日本国大使館宛ての手紙（昭和33年6月20日付け）

「今日御伺ひの件は私共に日本内地休暇臨時帰国方許可に就て是非御承認下さる口ふとの御願ひと其の手續方に就き委細御手数でも御一報下さる様此の二つの事です。現在K地の兄と文通も致し居り母親も八十才の高令乍ら健在の由便りありせめて母親の健在中是非一度一時

帰国を申請せよとの申越もあり（中略）。」

③ 未帰還者に関する一斉特別調査に対する回答書（昭和34年3月）

この回答書自体は、保管されていない（令和3年1月20日付けの審査庁の回答）が、父〇に係る究明カード及びおぼえがき資料通報には、父〇本人から「パスポートソ連、残留希望（一時帰国希望）、生活は恵まれている」との回答があったとの記載がされている。

(エ) 父〇に関する多くの帰還者の証言

多くの帰還者から、父〇に関し、「本人の希望で一家族だけが残留していった」（昭和32年1月9日付けの母Pの弟の厚生省宛ての手紙の中で言及されている帰還者からの手紙）、「帰国希望していない（電気技師生活安定のため）」（未帰還者の消息カード（昭和32年10月11日））、「一家ソ連国籍、一家全員残留希望、生活安定」（おぼえがき資料通報（昭和33年1月4日））、「（帰国希望有無）なし、（帰国しない理由）現在の生活が非常によい。ソ連国籍取得者」（生存残留者の現（確）認証明書（昭和33年1月14日））、「パスポートソ連、残留希望」（おぼえがき資料通報（昭和33年1月20日））、「ソ連国籍、帰国希望していない」（おぼえがき資料通報（昭和40年9月5日））との証言がされている。

(オ) 父〇と母Pの『D誌』への寄稿文

父〇と母Pは、それぞれ『D誌』に寄稿しているが、父〇の寄稿文（「L」（昭和u年v月号））には、永住帰国を希望していたとの記載はなく、母Pの寄稿文（「M」（昭和g年h月号））にも、父〇が一時帰国を希望していたとの記載はあるが、永住帰国を希望していたとの記載はない。

以上の資料の記載内容に上記(2)で検討した父〇と母Pの職業・経歴を考え併せると、父〇と母Pは、樺太での一家の生活状況やロシア語教育だけで育った子供たちの将来のことを考えて、一時帰国は希望していたものの、永住帰国までは希望していなかったものと認めるのが相当である。そして、一件記録を精査しても、父〇及び母Pが永住帰国を希望していたと認めるに足りる資料は見当たらない。

そうすると、父〇と母Pは、自らの意思で樺太に引き続き残留することを選択したものと認めるのが相当であるから、審査請求人らの両親には緊急疎開、集団引揚げ及び個別引揚げで引き揚げるできない事情が

あったという審査請求人らの主張（上記第1の3の(1)）について判断するまでもなく、父Oと母Pは、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」により引き続き残留を余儀なくされたものとはいえない。

したがって、父Oと母Pの養育監護の下にあった審査請求人らも、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」により引き続き残留を余儀なくされたものとはいえない。

イ 審査請求人らは、「引き続き残留を余儀なくされた」原因がソ連側にあることを求め、全ての責任を個人に負わせることは余りにも酷であるなどと主張する（上記第1の3の(2)）。

本件事務処理方針が、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づく一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等について、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定め、平成27年事務連絡が、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「留用、中国政府（又はソ連政府）による帰国の不許可など」をいうものとしているのは、換言すれば、自らの意思で中国の地域等に引き続き残留することを選択した者は一時金の支給対象とはならないことを述べたものである。本件では、上記アのとおり、父Oと母Pは、自らの意思で引き続き樺太に残留することを選択したのであって、樺太への残留を余儀なくされたものではないから、審査請求人らの上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

ウ 審査請求人らは、日記等の資料の提出を求めることは現実的ではないとも主張する（上記第1の3の(3)）。

中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の3第2項6号は、一時金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は「前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、いわゆる授益処分であるから、申請者に入手可能な資料の提出義務を課した上記規定には合理性があるというべきであるし、本件において、処分庁は、審査請求人らが日記等を提出しないことをもって、本件各却下処分をしているわけではなく、審査請求人らが提出した資料に加えて、自らが保管している資料についても調査検討をした上で、本件各却下処分をしているのであるから、審査請求人らの上記主張は、採用することができない。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人らは、いずれも中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しないから、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美